

大竹市助成制度フローチャート

～該当するか確認してみましょう～

平成30年4月1日以降夫婦が特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を開始しましたか？

はい

いいえ

治療内容の確認

治療区分はA～Fですか？

ただし、C、Fの場合、平成31年4月1日以降の治療開始ですか。

いいえ

対象外

はい

夫婦の前年所得(1月から5月までの申請は前々年の所得)の合計額が730万円未満ですか？

いいえ

はい

広島県不妊治療支援事業の助成決定をうけましたか？

いいえ

はい

まずは広島県不妊治療支援事業の承認決定通知を受領しましょう。
承認決定通知書受領後、1か月以内に市へ申請してください。

いいえ

次のすべての条件を満たしますか？

- 治療開始時に法的に婚姻している夫婦であって、助成を受けようとする特定不妊治療の治療開始時から申請までの全期間において、夫婦のいずれか一方が大竹市内に住所を有する
- 体外受精または顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で治療を受けている
- 治療期間開始初日における妻の年齢が43歳未満である
- 夫婦に市税等の滞納はない

はい

大竹市特定不妊治療費を助成します

※広島県特定不妊治療費助成をうけている方は、広島県助成額を差し引いたものが対象となります。

- 申請期限○ 対象となる治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内
ただし、広島県不妊治療支援事業申請者は承認決定通知受領後1か月以内